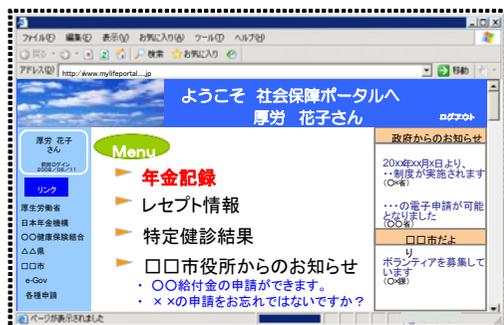


# 「社会保障カード（仮称）に関するこれまでの議論のポイント」

- ◆ 社会保障カード（仮称）は、社会保障制度全体を通じた情報化の共通基盤となるもの。年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金記録等の確認を可能にするものとして検討。  
このような基盤が整備されることにより、情報の可視化、効率的できめ細かなサービス提供が一層進むことが見込まれる。
- ◆ 現時点で一定の結論が得られたものではないが、いくつかの仮定に基づく議論を整理したイメージを示し、今後、各方面のご意見を踏まえ、年度内を目途に基本計画を策定。

## 情報アクセスの基盤



社会保障ポータル（仮称）で年金記録や様々なお知らせ等が見られる

- 年金記録やレセプト情報等、自分の情報を確認・活用できる。  
正しい情報への修正、手続漏れや虚偽報告の抑止ができる。  
（年金記録問題、未加入・二重加入の防止）
- 自分の情報への不正なアクセスを監視できる。
- 様々なお知らせのコストを削減できる。  
（ねんきん定期便、各種通知等）

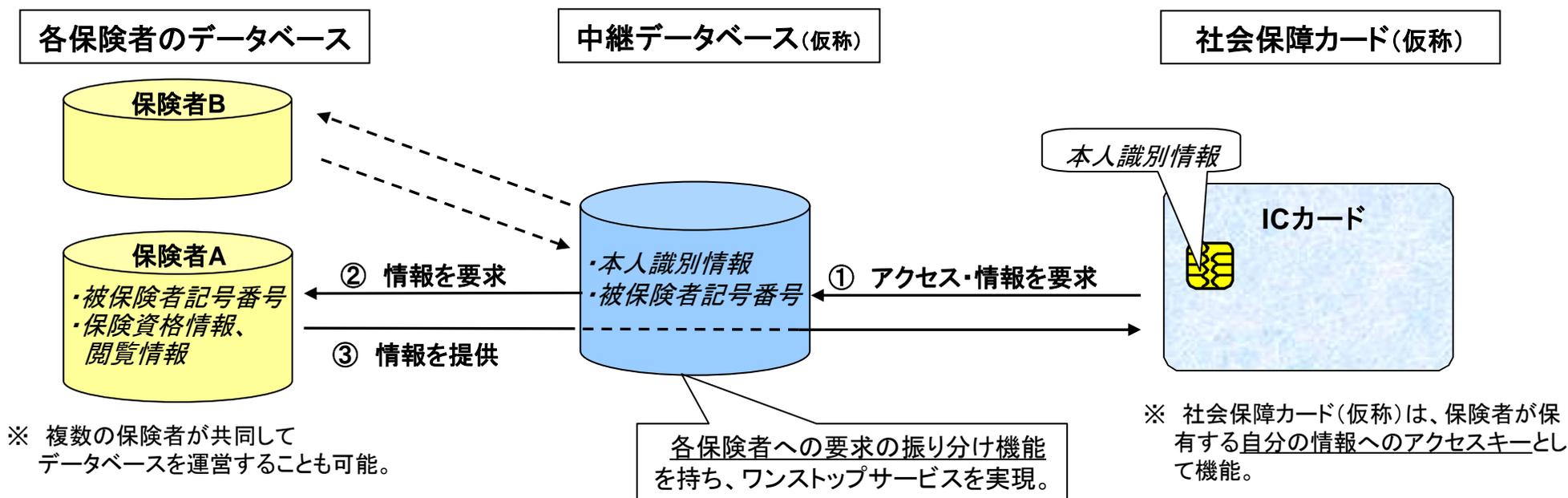
## 情報連携の基盤



- 健康保険証や年金手帳等が1枚のICカードになるとともに、転職の際でも保険証の取り替えが不要になる等、利用者等の手続を減らすことができる。
- 保険者、医療機関等の事務コストが削減できる。  
（医療費の過誤調整事務、保険証発行事務等）
- 給付調整等が容易になる。  
（高額医療・高額介護合算制度等）

※効果はいくつかの仮定に基づくもの

# 今回仮定した社会保障カード（仮称）の仕組みのイメージ



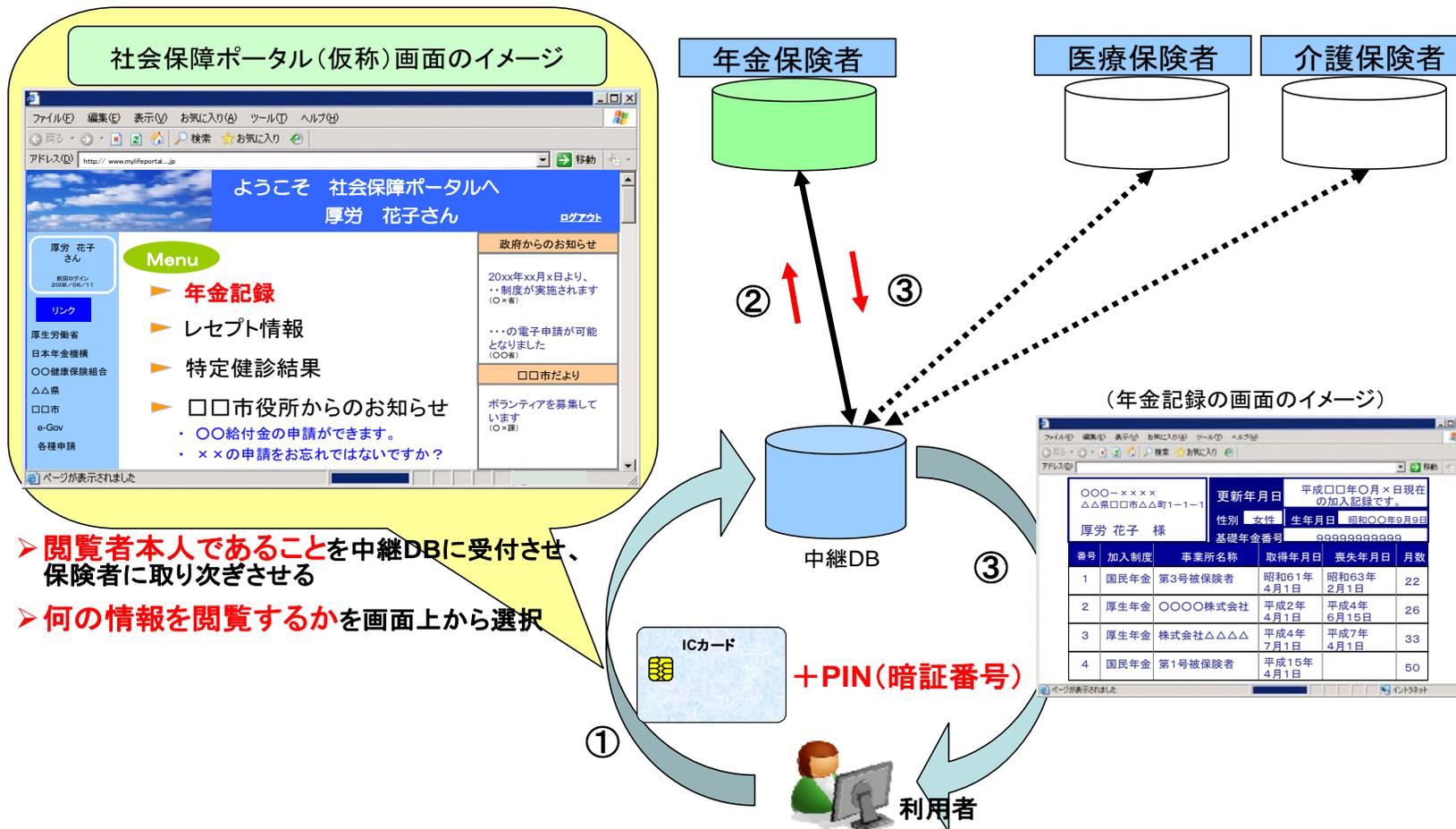
## ◆ 「本人を特定する鍵となる情報」(本人識別情報)と中継データベース(中継DB) (仮称)の活用により、プライバシー侵害・情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組み。

- ・ ICチップ内には、保険資格情報や閲覧情報を収録せず、本人識別情報(①公開鍵暗号の仕組み、②制度共通の統一的な番号、③カードの識別子のいずれかと仮定)のみを収録し、視覚的に見えなくすることで、情報漏洩・偽造・不正利用を防止。  
※ 医療、介護の現場で用いられる可視化された識別番号の必要性等についても検討。
- ・ 中継DBは、本人識別情報及びそれと紐づけられた被保険者記号番号といった必要最小限の情報を持ち、保険資格情報や閲覧情報は保有しない(これらの情報は各保険者のデータベースが保有。各保険者は本人識別情報を保有しない。)。
- ・ 情報へのアクセス記録を保存し、利用者が確認できる仕組みとすることなどにより、不正アクセスによる盗み見等の不正を抑止し、情報連携を制御。

## ◆ 利便性が高く効率的であり、かつ、社会的合意を前提としたより広い範囲の用途に対応できる仕組み。

- ・ 中継DBに新たなサービスについてのリンクを持たせることで、ICチップ内の情報を更新することなく、用途拡大が可能。

# 今回仮定した年金記録等の情報閲覧の仕組みのイメージ



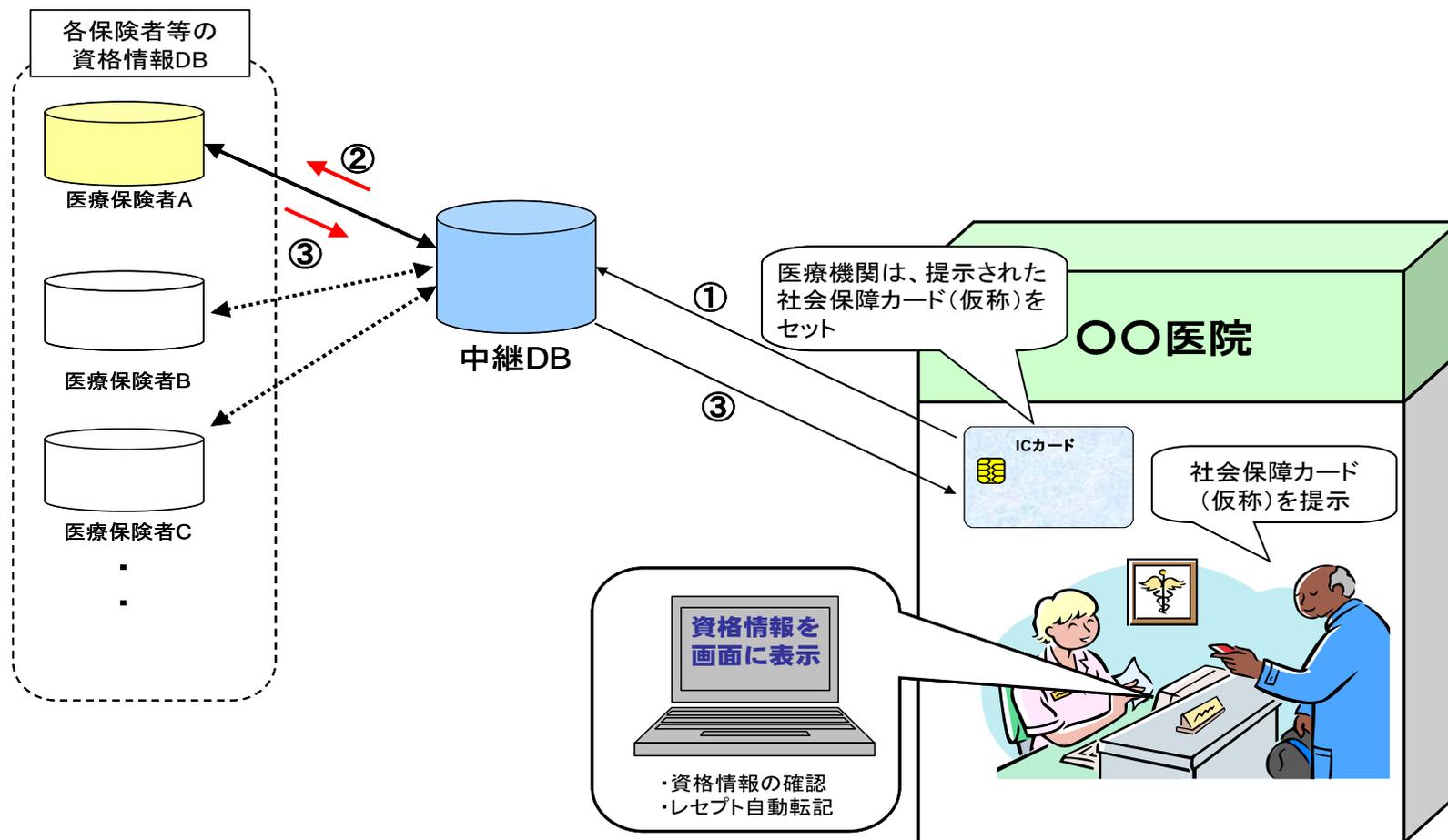
➤ 閲覧者本人であることを中継DBに受付させ、保険者に取り次ぎさせる

➤ 何の情報を閲覧するかを画面上から選択

- ① 利用者が、社会保障カードとパソコン等の端末を使って、社会保障ポータル(仮称)(※)にアクセス。
- ② 利用者が、社会保障ポータル画面で閲覧したい情報を選択すると、中継DBが利用者が属する保険者のデータベースにアクセスし、開示を要求。
- ③ 保険者のデータベースは、中継DBからの要求が正当であることを確認して、利用者に情報を開示。

※ 社会保障ポータル(仮称)とは、中継DBと一体となって、利用者の閲覧要求等を中継する機能を持つ仕組み。

## 今回仮定したオンラインによる医療保険資格の確認・レセプト自動転記の仕組みのイメージ



- ① 利用者のカードを医療機関等のパソコン等の端末にセットし、中継DBにアクセス。
- ② 中継DBが利用者の属する保険者のデータベースにアクセスし、当該利用者の資格情報を要求。
- ③ 保険者のデータベースは、中継DBからの要求が正当であることを確認して、医療機関等の端末に利用者の資格情報を送信。また、当該資格情報をレセプトへ自動転記。

※ その他、中継DBを用いて保険者間の情報連携を行い、供給調整事務を円滑に行う方策を検討。その際、中継DBにアクセス記録を残すこと等の、プライバシー侵害に対する不安が極力解消される対応を検討。

## ICカードが使用できない場合の対応

- ここまでは、すべての利用者がカードを保有し、かつ、医療機関等にもカードに対応した環境が整備されていることを前提に検討を行ったが、以下のようなカードが使用できない状況も想定。
  - ・ カード導入後現行の被保険者証等からの移行期間
  - ・ 訪問看護や訪問診療等の場合
  - ・ 停電、ネットワークのトラブル、カードの破損等の場合 等
- このような場合にも現行の被保険者証等と同様の運用を可能とするためには、保険資格情報が記載された別紙を交付しておく、カード券面に本人を識別可能な情報を記載しておく、といった措置が考えられるが、制度的な対応、技術開発による代替手段の確立も含めて対応策を今後更に検討。

## カード発行の場合の発行・交付方法

社会保障制度の調整等の主体である厚生労働大臣を発行主体、国民にとってもっとも身近な行政主体である市町村を交付主体と仮定し、利便性、本人同定の確実性を踏まえた発行・交付方法を整理したが、実現可能性等を考慮し、今後更に検討。

## 関連し得る他の仕組み等の活用

社会保障カード(仮称)のためだけの新たな投資を極力避けるという観点から、以下の関連し得る他の仕組み等の活用について今後更に検討。

- 本人識別情報を格納する器として、住民基本台帳カードなどのICチップを搭載した媒体
- 公的個人認証などの認証基盤
- レセプトオンラインネットワークなどのネットワーク基盤
- 電子行政関連施策や電子私書箱(仮称)